

第 10 次

三重県交通安全計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

三重県交通安全対策会議

まえがき

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定されました。これに基づき、昭和 46 年度以降、9 次にわたる交通安全計画を作成し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって各般にわたる交通安全対策を強力に実施してきました。

近年の状況を見ると、道路交通事故（人身事故）件数は平成 16 年をピークに減少しており、道路交通事故による死者数も減少傾向にあるものの、いまだに多くの県民が交通事故により死傷しています。また、大量・高速輸送システムの進展のなかで、ひとたび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にあります。

交通事故の防止は、国、県、市町、関係機関・団体だけでなく、県民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会をめざして、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくことが重要です。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 25 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この交通安全計画に基づき、県をはじめとする関係機関・団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施していくこととします。

目 次

計画の作成にあたって	1
計画の基本理念	3
陸上交通の安全	7
第1章 道路交通の安全	7
第1節 道路交通事故のない社会をめざして	8
第2節 道路交通の安全についての目標	11
I 道路交通事故の状況と今後の見通し	11
1 道路交通事故の状況	11
2 道路交通をとりまく状況の展望	13
II 交通安全計画における目標	13
第3節 道路交通の安全についての対策	14
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	14
1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象	14
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	14
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	15
(3) 生活道路における安全確保	16
2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	16
(1) 先端技術の活用推進	16
(2) 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進	16
(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進	17
II 講じようとする施策	18
1 道路交通環境の整備	18
2 交通安全思想の普及徹底	34
3 安全運転の確保	45
4 車両の安全性の確保	52
5 道路交通秩序の維持	54
6 救助・救急活動の充実	58
7 被害者支援の充実と推進	60
8 調査研究の充実	63
第2章 鉄道交通の安全	65
第1節 鉄道事故のない社会をめざして	66
I 鉄道事故の状況等	66
1 鉄道事故の状況	66
2 近年の運転事故の特徴	67
II 交通安全計画における目標	67

第2節 鉄道交通の安全についての対策	67
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	67
II 講じようとする施策	67
1 鉄道交通環境の整備	67
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	68
3 鉄道の安全な運行の確保	68
4 救助・救急活動の充実	70
5 被害者支援の推進	70
6 鉄道事故等の原因究明と再発防止	70
第3章 踏切道における交通の安全	71
第1節 踏切事故のない社会をめざして	72
I 踏切事故の状況等	72
1 踏切事故の状況	72
2 近年の踏切事故の特徴	73
II 交通安全計画における目標	73
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	73
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	73
II 講じようとする施策	73
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	73
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	74
3 踏切道の統廃合の促進	74
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	75
参考資料	
三重県交通安全対策会議委員名簿	76
用語集	77